

## 平成17年度第4回岡山市総合政策審議会都市・交通部会の主な意見

- 1 日時 平成18年2月7日(火) 14:00~16:05
- 2 場所 岡山市役所 7階大会議室
- 3 参加者 委員14名中13名出席  
岡山市：高橋まちづくり担当局長、周藤都市開発部長、東公園緑地部長、  
安藤都市建築部長、佐藤西部新拠点まちづくり推進本部長  
三宅都市整備局参事ほか  
事務局：守分都市整備局参事ほか
- 4 傍聴者 3名
- 5 会議概要  
(1) まちづくり担当局長あいさつ  
(2) 議題の説明、質疑応答および事務連絡
- 6 主な意見

### 1 保存樹の指定について

(質問) 年間どの程度の予算を使ってやっているとか、具体的に今までどういう援助とかをやっているのかとか、そういう関係を説明をちょっといただけませんか。

(回答) 年間予算ですが、これは年間、例えば治療をするということになれば上限50万円で補助的な意味で予算をつけております。平成17年度予算については50万円の予算が計上されております。ですから、後治療を行うとなれば、例えば70万円要れば50万円補助をして20万円は地元の負担でお願いをする、こういうやり方をとっております。

(質問) どこまで制限をして、補助金を決めたらそこからずっと出し続けなければいけないわけですから、そこら辺の取り決めというか、そんなものがどこにあるのかな。スギでもヒノキでも本当に100年、200年物って幾らでもあります。そこら辺を申請があれば許可を出すのかとか、そういうことをやはり決めとかなないと大変なことになるのではないかと。

(回答) 例えば樹木の周りが1.5メートル以上であるとか、こういった基準があるので、それから細かい点の規則とか基準とかこういったものは現在のところございません。また、特にスギということにつきましては、何千年というようなスギもお聞きするんですけども、我々とすれば幅広い形の中で保存樹が指定できればという観点から特には問題がないと考えております。

(質問) 保存樹の指定は申請したものに対して指定をするわけなんですか。市が見てこれがいいというわけではなくて、全部申請に基づいてやるものなんですか。

(回答) これは申請によるものもありますし、岡山市の方から指定をしてはというケース

がありますから、ケースバイケースの形で今は進んでおります。

(その他の意見)

- もう少し地元の方がどういうことを、どういう来歴があって、どういうことで強く希望しておられるとか、あるいはその若いスギならば250年で若いんだけども、特にこういう理由があるからとか、何かプラスアルファを。地元から上がってきて規格を満たしておれば、もうすぐ自動的に指定というのではちょっと問題がある。その指定に当たっての条件をもう少し細かくするとか、そういうことを考えていただきたい。
- じかにこういう理由だというものを当局が書かれるのではなくて、推薦されたところの地元の町内会やそのお寺からじかに書いたもの、要望書のようなものがやはりあった方がそれだけ強い熱意があるとか、そういうことが伝わってきていいのではないか。
- お金のことがあるかもしれませんが、景観上いい木はどんどん指定していったらいいのではないか。いわゆる鎮守の森というような平野の中に樹林としてあって、非常に景観が美しいなと思わせるようなものが市内にも何ヶ所かあると思う。そういうものをもうちょっと樹林の積極的な指定をしたらいいのではないか。
- 保存樹の指定基準の中に地元の人々の思い入れであったり、愛着であったり、郷土愛のあかしになっているといった条件がつけ加えられる必要があるのではないか。
- 一つの山、神社として一つの固まりがあるところはもう全体として網をかぶせるという考え方を、指導的な考え方をちょっと変えてみる必要もあるのではないか。この木だけということになってくるといろいろな問題が出てくるので、やはりこの全体として見てここがいいから残しましょうというふうな考え方をされた方がいいのではないか。
- 保存樹の指定を協議するのはいいんですけども、写真だけで全く現場を見ていない。現場を見ずに審議するのともどうかという気もしますので、できれば委員会でこういう現場へ行って見る機会も設けていただきたい。

(部会長総括)

今回は認めるということで、いろいろな意見を踏まえた上で、次回からは少し基準みたいなものを審議の対象にしていきたい。

## 2 岡山市景観基本計画(案)について

(質問) 保全ということと創生ということは相反する意味になっているのではないか。相反する2つの言葉を入れる以上は、はっきりした概念というか命題を置いておかないとよくわからなくなってくるのではないか。

(回答) 今までいい景観があそこにはあった。それを守るというのは保護する。それから育てるというのが、それを守りながらより輝かせていく。そういう意味で、保全という言葉は守り、育てるという言葉。それから、新しい景観をつくっていく。これは全く180度違った景観をつくっていくというのではなくて、過去からの積み重ね、あるいは現在そこにある地形や風土、そういったものを生かしながら現在の社会情勢に合ったような景観というものを新たにつくり出していく。やはり景観というのは今までつくっ

てきたものを守り育てるだけでなく、未来につながるようないいものを我々の今の時代につくり出していく。そういうことでこの創生という言葉をあてがっております。

(質問) この景観形成基準は風景を、原風景を保全するためにこういうふうな建築物に規制をかけなさいよという意味での理解的基準であって、創生のための基準ではない。基本はやはり原風景の保全というところがメインだろうし、保全と創生では本当によくわからない。都(まち)の原風景、まちの問題に対してというのは、これから先いっぱいマンションが建ってますけれども、そういうものを含めてどういうふうに景観を維持するのかという創生の問題となると思うし、そういうふうな何かそれは新しく作り出すまちの中の風景がいかにあるべきか、これは確かに創生という言葉で考えてもいいのかもわからないんですが、そういうものはそういうものとして考えないと、全部ひっくるめて一緒にやろうと思うと、どうも伝わるものが伝わらないのではないかと。

(回答) 先人たちがつくってきたいい景観というのを将来に伝えていくという意味で、一つ保全という言葉をつくり、それから都(まち)の原風景というのは、まちというのはどんどん都市活動が展開される場であり、日々時代とともに景観というものは少しずつ移り変わってっております。そういう意味で特にその都心というのが、まだまだ景観上、十分な施策ができていないということも見受けられます。市役所筋なんかは長年の取り組みによりまして、ある一定の美しい姿というものをさせるようになりましたけれども、まだまだ都心内では取り組むべきところがたくさんありますし、それから住宅地にしてもしかりだと思えます。そういう市街地の景観という意味からは。そういった不十分なところについては欠点の部分を取り去り、いいものを新しくつくっていくと。そのときに単なるまちの原風景というのではなくて、そのまちの原風景の中にもうまく緑であるとか水であるとか歴史であるとか、そういったものをうまく生かしていく。そういう「保全」「創生」というのがきっちり分かれた形ではなくて、非常に多面的なとらえ方を若干している面があります。

(質問) これまで条例に基づいていろいろ指導したりとか、いろいろされてこられたというような感じですがけれども、これは景観基本計画ができて、それで景観法に基づく何か規制とか、そういうふうに移行されていくんですか。

(回答) 従前は岡山県の景観条例という形でおりましたけれども、景観法ができた段階で岡山市自体が景観行政団体と、景観を主体的にやっていくべき団体という位置づけがされました。したがって、岡山市の領域にかかわる景観については岡山市が基本的にやっていくという法的な位置づけができましたので、今まで岡山県がやっていたものについて岡山市の方に受け継いでいくと、そういう整理をしております。それは景観法の中でこの景観基本計画を一つまとめた施策として、景観法に基づく景観計画という具体の規制、誘導施策、そういったものの中でこの背景保全地区もきちんと組み込んで取り扱っていきたい。

(質問) 景観法でかなり厳しい規制をかけられる区域指定ができるようなことはないんですか。

(回答) 景観法の中も基本的には、1つが許可に準ずるような認定という形のもので取り扱っていく景観地区というのがあります。特にその伝統的な建物があるとか非常に重要な景観建造物があるとか、そういったものをきちんと守っていこうと、うまく伝承していこうという場合使う制度です。かなり厳しいやり方ですけども、一方では行政指導という形の中で、行政指導ですから基本的には行為をするものが届け出をしてもらう。それに対して勧告をする、指導をする。そういう行政指導の範疇の中で目的とする景観形成を実現していこうというのが、一つ景観計画というものになる。今我々が作成を今後していきたいと思っているのは、まずとりあえずは岡山県のような背景保全地区、あるいは岡山市全体に網をかぶせておりました大規模な建築物の景観誘導、これは非常に最低限のレベルでしかやっておりますので、これ以上自重すると、非常に周囲の景観に与える影響が大きいと、そういうものに限って景観の指導をやっている。それから、岡山の都心の中で、市役所筋、こういったところについて今まで長年行政指導という形でやっておりましたけれども、なかなか法的な位置付けも今あいまいな状況になっている。そういったものを幅広く景観計画の中に取り込みながら、体系的な取り組みをやりたい。

(質問) これからの事前指導というのはもちろん可能になると思うんですが、既存の建物については、大きな建物ですし、これについてはもう今後は手だては余りないというような解釈でよろしいのでしょうか。

(回答) 我々の立場としては、ここから一切見えたらいけないという考えは持っておりません。特に都心方向とかそういったところに中心市街地の活性化あるいは都市の再開発事業を進めていくという立場からしますと、それは事業者の一つの要請でありますけれども、やはり土地の高度利用というのは当然必要になってまいります。そういったときに後楽園側から全く見えないという方向で規制をかけてしまいますと、かなり都市開発の大きな支障になってくるおそれもあるということで、そのこの点の調和をうまく図っていきたいというのが我々の立場です。できるだけ建物の高さについては抑えてもらうにこしたことはありませんけれども、やはり高度利用化という要請が当然ありますので、その中で見えることになってもそれは仕方がないだろうと。ただ、見え方というものに十分配慮した形のものにしてやってもらいたいという形です。岡山県の背景保全地区が適用された後建てられたものについては、当然に色彩であるとか、これもできるだけその後楽園の外周部の緑あるいは空、それを意識したような形でできるだけ淡い色にしてもらうとか、それから広告物等については一切見えないようにしてもらう。それから、建物のシルエット、そういったものも非常に単純化したような形で、あくまでも背景として、図ではありません、地に徹してもらおうと、そういうふうな努力を事業者の方にお願いをしているといった中で今現在努力しております。

(その他の意見)

○まちをどういうふうに創生というか、つまり公園とかそういうふうなものをどういうふうにしていくのかとか。そういうようなものをもう少しこの計画の中に欲しかったなという気がする。まだ「創生」という形の計画的なものというのは全然上がってはいなく

て、後樂園というかそこだけという感じなんですか。

- 「保全と創生」と並べてしまうと、保全というのは物すごい力の強い言葉になってしまふ。「おかやまの原風景と創生」ではないか。おかやまの原風景をきちっと守りながら創生していくと。そういうふうにすると守るべきものといわゆる変えていかなければならないものというものが割と対比ができるのではないか。まちづくりの一番難しいところで、守るだけではいいまちができないし、破壊するだけでもいいまちができない。
- 「おかやまの原風景の保全と都市景観の創生」という感じで、2つその内容を分けた方がきちっとわかるのではないか。
- 保全と創生という言葉を見たときに余り違和感がなかった。創生というのは多分もっと市民にげたを預けて、生活している生活者の立場でその行政と一体になって、何かコラボレーションのような形でこれから都市をつくっていこうというような、そういうものが入っているのではないかなと考えて、その創生というのは余り違和感を感じなかったし、保全と創生というのは対立する概念かもしれないけれども、これはそういうものをもうこの岡山市というのは、どこもだけれども持っているわけだから。
- 市民が一番興味があるのはまちづくり。それはやはり歴史と文化とかいう主体は何かというとまちづくりであって、それに対して歴史や文化や自然をどう守っていくかということである。
- 条例にはある程度罰則的なものもあるんですか。
- 今度、県から市に移管される段階で大幅にこれを緩めるとか、大幅にその制限をすとか、そういう大きな変化をする必要があるかないかという話なんですけど、今まで県の条例でやってきて、一番世の中が動いたときを経験して、そんなに大きな破綻がなかった。あと、もしこれを破るような人が出てきたときには、罰則は適用できなくても例えば市は市民を巻き込んで、こんなことを行政指導したんだけどこの建築主は一向に聞かないと、やはり市民の意見でこれをジャッジしてもらいより仕方がないだろう。それも成熟した社会ではやることだろうと思う。

(部会長総括)

やはり周りも変わっていった中で後樂園がそれなりの落ち着きを持っているかどうかというのも、これも新しい都市のあり方です。先ほどの保全と創生ではないけれど、ある意味少しずつこうできながら、なおかつ公園が残されているというのが、それができないが岡山市市民の意気込みとして知恵だと思ふ。そういうことで、基本的にこれを計画の中に盛り込んでいかないといかんということをお願いしたい。